



## ～年末調整に関して～



今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。今回は年末調整に関して、注意すべきポイントや改正事項をお伝えします！

### 【年末調整チェックリスト】

年末調整で間違えやすいポイントをチェックリストにしてみました。

区分	チェック項目	備考
扶養控除 配偶者(特別)控除	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上ですか。	平成18年1月1日以前に生まれた方が対象です。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、配偶者の各合計所得は48万円以下ですか。	年収38万～133万円の配偶者は配偶者特別控除を適用できます。
	<input type="checkbox"/> 別居している場合、生計を一にする事実がありますか。	常に生活費の送金をしている、などが当てはまります。
	<input type="checkbox"/> 控除対象親族が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出・提示を受けましたか。	戸籍の附票の写しやパスポートの写し等が該当します。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親控除の判定は正しく行われていますか。	
	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は1,000万円以下ですか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除を重複適用していませんか。	
生命保険料 社会保険料 地震保険料 控除	<input type="checkbox"/> 保険金等の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	一定の範囲内の人とは「払込みをする者又はその配偶者その他の親族」です。
	<input type="checkbox"/> 余剰金や割戻金は、支払保険料から控除されていますか。	受け取った余剰金や割戻金は支払保険料から差し引いて計算します。
	<input type="checkbox"/> 保険料・掛金等の支払に関する証明書類はありますか。	会社からの天引きでない場合は納付事実を確認しましょう。
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払いましたか。	支払をした人の控除となります。
住宅借入金等 特別控除	<input type="checkbox"/> 以下3点全て当てはまります。 ①住宅の取得をした人と所得者本人は同一人です。 ②本年12/31まで引き続き居住しています。 ③借入等をしている人と申告者は同一人です。	年末調整で住宅借入金等特別控除を受けるためには、以下の資料が必要となります。 ①金融機関発行：住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ②税務署発行：給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
	<input type="checkbox"/> 住宅ローン控除の控除率は確認しましたか。	住宅借入金等特別控除申告書で確認できます。
	<input type="checkbox"/> 申告する住宅ローン控除は2年目以降ですか。	1年目は年末調整では控除できません。確定申告が必要となります。

### 【改正事項】

#### ①税務関係書類における押印義務の見直し

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、**押印が不要**になりました。

これにより、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等の押印は不要となります。

#### ②年末調整申告書の電子化のための事前手続きの見直し

事業者が従業員から年末調整書類を電子データで回収する場合に、事業者による事前の**申請書の提出と承認が不要**になりました。

#### ③住宅ローン控除の提出について

**住宅ローン控除申告書が電子化**されました。ただし、「**住宅ローン控除証明書**」は引き続き**原本の提出が必要**です。

### 【参考】年末調整では控除できないもの

次のような税額控除や所得控除は年末調整では控除ができないため、確定申告をする必要があります

- ①1年目の住宅ローン控除 (税額控除)
- ②寄附金控除 (ふるさと納税※1 など)
- ③医療費控除
- ④雑損控除

※1：ワンストップ特例を使った場合、確定申告は不要となります。

税務署



内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:山口)